

平成27年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月3日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第70号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更について
- 日程第3 議案第71号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第72号 瑞穂市農業委員会に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第74号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第75号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第77号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第78号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第79号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第80号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第81号 平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第82号 瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第83号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第84号 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第17 請願第2号 本田団地の下水問題を早期に解決する為の請願
- 日程第18 請願第3号 牛牧下畑地区に公共下水道事業に伴う終末処理場の建設を予定していることに断固反対し白紙撤回を求める請願

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成

5番	若園正博	6番	庄田昭人
7番	広瀬武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬捨男	10番	古川貴敏
11番	河村孝弘	12番	清水治
14番	若園五朗	15番	広瀬時男
16番	小川勝範	17番	星川睦枝
18番	藤橋礼治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

13番 若井千尋

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	横山博信	企画部長	森和之
市民部長	伊藤弘美	巢南庁舎 管理部長	田宮康弘
福祉部長	広瀬充利	都市整備部長	鹿野政和
調整監	渡辺勇人	環境水道部長	梶浦要
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	西村陽子	総務課長	松野英泰
管財情報課長	宮田典雄		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	今木浩靖
書記	島田将志		

開議の宣告

○議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

会議を始める前に、若干報告をいたします。

本日、大岩部長が欠席のため、担当課長が2名出席をしております。そして、若井千尋君は風邪のため欠席をしておりますので、御報告をいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○議長（小川勝範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

3件報告いたします。

まず1件については、広瀬事務局長から報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、1件報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成27年10月分が実施されました。いずれも現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。その他の項目についてはお手元に配付のとおりです。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんをいただきたいと思えます。

2件目は、お手元に配付しましたとおり、12月1日、若井千尋君から、発議第10号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書を受理いたしましたので、報告いたします。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、12月2日、若園五朗君から、発議第11号T P P交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書を受理いたしましたので、報告します。

これら2件の意見については、後日議題としたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第70号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第2、議案第70号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第71号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第3、議案第71号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、基本的にこのマイナンバー制度につきましては、マイナンバーを通じて個人情報を一元的にひもづけしていく、銀行口座まで、さらにはこれからはもっと犯罪歴だとか病歴だとかということまで裸にされるというまことに恐ろしい制度であるということで、反対の立場であります。ですから、余りその関連する法律について質問をするということもそんなにしたくないわけですけれども、ただ1点だけ、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

本条例案につきましては、第9条の2項、それから第19条の9号の規定に基づいて条例を制定するということになっておるわけですけれども、資料の71ですね、ここで提供ということに米印を打ってありまして、説明があります。

提供とは行政庁外部への情報の受け渡しを指し、自治体間や市長及び教育委員会間の情報の受け渡しが該当しますということを書いてあるんですけれども、ここは今申し上げたように第9条の2項と、それから第19条の9号に基づく条例制定でありますので、この提供と利用との関係を含めてちょっと整理がきちとなされる必要があるんじゃないかというふうに思っておるんで、ちょっと頭の中できちと整理ができないです。

といいますのは、内閣官房の問答集を見ますと、こういうふうに書いてあるんですね。同一の地方公共団体において、つまり同一の地方公共団体という使い方ですね。ここだと行政庁外部か内部かという使い方をするとちょっとよくわからなくなるんですけれども、今申し上げたように、同一機関内の他の事務に特定個人情報を提供する場合、A市税務関係事務からA市福祉関係事務と他の機関に特定個人情報を提供する場合、A市税務課からA市教育委員会では番号法上の位置づけは違うのですか。これは、同一機関とは違う、同一市役所の中での他の機関ということだと思ふんですけど、回答が、番号法では同一機関内の他の事務に特定個人情

報を提供することは特定個人情報の利用に該当して、同法第9条第2項に基づく条例の制定が必要となり、その後ですね、同一地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供することは特定個人情報の提供に該当して、同法第19条第9号に基づく条例の制定が必要となります。

もう1つ、他の地方公共団体に特定個人情報を提供する場合は条例を制定する必要がないのに、同一機関内の他の事務に特定個人情報を提供する場合は条例の制定が必要なのはなぜですか。これに対して、他の地方公共団体などとの情報連携は、特定個人情報の提供として番号法第19条第7号や別表第2を根拠に行うことができます。一方、同一機関内の複数の事務で行う情報連携は9の4の3のとおり、特定個人情報の提供ではなく利用に該当し、番号法第9条による制限を受けます云々と、こういろいろ書かれておるんですね。

それで、ここで提供とはということで、先ほど申し上げたように、行政庁外部への情報の受け渡しを指し、自治体間や市長及び教育委員会との情報の受け渡しが該当しますということで、この後の部分は、本条例の第4条で書いている話なんですけれども、その前段、自治体間やとあるでしょう。それとさっきの内閣官房の場合だと、第19条の第7号や別表第2を根拠に行うことができますというふうに書いているので、そこら辺との整合性ということを、自分が頭を整理する上できちっと一回、提供と利用、非常にややこしい話になりますんで、ひとつわかるようにちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 総務課長 松野英泰君。

○総務課長（松野英泰君） 今、西岡議員さんの利用と提供についてというのがわかりにくいという御質疑だったと思います。

私ども、利用と提供というのについて勉強させていただいたんですが、基本的には私どもの今回の条例においてについては、御質問の内容とはちょっと異なるかもしれませんが、利用について自治体の中、私ども瑞穂市の中で、市長部局のほうで仕事ができる部分については利用ということで考えております。独自利用という形で、例えば税務課の業務について例に言いますと、福祉等で利用するものについては今回の別表第1と別表第2の表のほうで利用という独自利用、市部局側の情報を利用するものということで判断をしております。

今回の条例の別表3については、独自の提供ということで、先ほど西岡議員さんも言われたような市部局から、瑞穂市においては保育所等、福祉の業務の一部が教育委員会のほうでお仕事をしていただいておりますということで、部局が異なるということで、市部局から教育委員会部局への情報の提供という形で考えておりますが、ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、そういう形で考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） ちょっとなかなか頭が悪いもんで、整理ができません。

要するに言いたかったことは、この番号法の第19条の第9号というのはこういう条文になっていますよね。地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、その後ですね、当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときというのが、この番号法の第19条の第9号の規定なんですよね。そして、今度制定する条例はこれと第9条の2項について定めるものであります。とすると、この提供ということの説明が、自治体間や市長及び教育委員会等の情報の受け渡しに該当すると書いているので、先ほどの内閣官房の問答集を見ると、その自治体間のやつについては19条の第7号、あるいは別表2を適用するから条例の制定の必要性はないですよということで、同一機関内の他の機関、つまり市長当局と、それから教育委員会というふうな感じで本条例では第4条に規定をされておるということになると思うんですね。ですから、そういうことに関連でちょっとお聞きをしたんです。

余りまたやぶの中に入っただけではいけませんので、言いたかったことはそういうことなんです。そういうことをちゃんと説明をしていただかないと、なかなかこの法律の中身が細々ややこしいですので、一般の市民の方がなかなか頭に入りづらいというふうに思いますので、これから説明されるときにはそういうことを含めて説明されるように要望しておきたいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第72号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第4、議案第72号瑞穂市農業委員会に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第73号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第5、議案第73号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第74号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第6、議案第74号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第75号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第7、議案第75号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第76号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第8、議案第76号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第77号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第9、議案第77号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

議案第77号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について、総括質疑をしたいと思っております。

17ページですが、維持管理計画策定業務、巢南庁舎ということが書いてあります。これは項1総務管理費、目5企画費、節13委託料です。内容は、488万3,000円、およそ500万円の減ですね。理由は、監査から業者に策定業務をさせないで市役所でやったらいかがですかと言われたので、市役所でやっただけで488万減になったことです。総括的にこの公共施設の維持管理計画について質問をさせていただきます。

まず、公共施設等と書いてありますが、保育所から中学校まで、教育委員会関係の子供たちの施設ですね。それから生涯学習施設、ここまでが教育委員会の管轄でしょうか。それから、市役所も今維持管理の計画をいただいております。それから、橋とか道路その他もあるのかがちょっと等の中に何が含まれるのかわかりませんので、ここを一回、御説明いただきたいと思っております。

今申し上げましたが、学校とか生涯学習施設、市役所、橋脚、橋の維持管理計画は、一応これからまた見直すようですが、計画をもらっております。これは、それぞれの担当部局が出してくださっていて、今度はこれを市全体で計画を立てるという意味だと思っております。予算経費の平準化や優先順位のために総管理計画が必要ということだと思っておりますが、1番目の質問は、この総管理計画の中でどのようにやっていくのか、内容をお聞きしたいです。

2つ目は、今の巢南庁舎もそうなんですが、今度はその計画に基づいて具体的にやっていくときに、各所管がやるのか、それとも専門職を含む専門部署をつくるとか、または企画財政に人数をもうちょっと足してやるとか、そういう専門的な部署をつくるということは考えていないのか、他市町はどうなのかという質問でございます。

理由は、教育委員会が圧倒的に負担が多くなると思っております。今度、教育長さんも4月からは新しい方になるようですが、教育委員会というのは本来の教育の仕事をしていただくことが重要なので……。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。

補正に関する質問をしてください。

○3番（くまがいさちこ君） はい。

総括的に維持管理、巢南庁舎が出ていますので、総括的に質問させていただきます。

ということで、今質問申し上げたことを、今の段階で結構ですとお答えいただきたいと思っています。よろしいですか、総括的です。お願いします。

○議長（小川勝範君） 巢南庁舎管理部長 田宮康弘君。

まず488万3,000円の減額に対しての質問。どうぞ。

○巢南庁舎管理部長（田宮康弘君） それでは、巢南庁舎の調査費をなぜ削減したのかということのみについてお答えさせていただきます。

巢南庁舎の維持管理に係る調査費の減額につきましては、庁舎の過去の経歴等を調べまして、独自に現場等を見まして、一般的に言われます施設、設備機器などの耐用年数等を加味しながら、年次ごとにいつごろ、何を修繕しなければならないのかという大まかな維持管理計画の目安を計画できると思って計画しました。これにつきましては、監査委員さんのほうから自分たちでできないかという問いがありまして、それにあわせて調べた結果、簡易ならできるという判断でさせていただいた次第でございます。この作成に際しましては、今までに各調査を行った経緯がございます。外壁等をやっておりますので、そういうのをもとにし、勘案しながら、本当に簡易ではありますけれども、年次計画を作成し、本予算を減額したという次第でございます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、企画部長 森和之君。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員さんの御質問にお答えをいたします。

瑞穂市の公共施設白書を昨年度つくりました。その1ページによりますと、昭和40年代から50年代前半の高度成長期に整備された公共施設や道路などのインフラが更新時期を迎え、これらの老朽化に伴う社会問題が起きているということが背景にあります。瑞穂市においても保有する公共施設、建物から道路、橋梁、上水、下水などのインフラの全体について今後の更新が必要というふうを考えられています。

そのような背景から、国のほうでは、総務省では、公共施設等の総合維持管理計画の指針を平成26年度に出しました。そして、各自治体のほうに要請があり、それを受けて瑞穂市でも、平成26年度にまず建物についてこの公共施設白書という形で、市民の皆さん方を初め皆さんに公表をしております。現在27年度は、道路、橋梁、上水、下水などのインフラの方針を取りまとめて、来年度からさらに個別の管理計画、個別の計画をしていくような予定をしております。先ほど、巢南庁舎管理部長からもお話がありましたように、これから個別の管理計画を策定していく上で、国のほうからのこの指針の中では、公共施設を一元的に取り扱う部署というのが一応望ましいというような報告というか、指針があります。瑞穂市においても一元化を取り組

んでいくように進めてまいります、くまがい議員さんの御質問の中の、教育施設とか各部署がそれぞれ今までどおりこの公共施設を管理することには変わりはありませんので、そのあたりまた御説明をさせていただきますが、こちらについても一般質問の中でかかわる方もお見えになると思いますので、以上、概要とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 6番 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人でございます。

議案第77号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）についてお伺いをいたします。

資料でございますが、瑞穂市補正予算書17ページに総務費、5. 企画費、3. 職員手当、その部分について296万7,000円、時間外勤務手当といったところで質問させていただきます。

この時間外勤務手当ということですが、この補正予算の中でいかにも金額が大きいのではないかなあというふうに疑問を持たせていただきました。企画部というところの中で、この296万円が何人、何時間で試算をしてこのように立てられたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの今の時間外勤務手当についての御質問にお答えをいたします。

まず、今年度、企画財政課のほうでは、御存じのとおり国勢調査というのがございまして、土曜・日曜、フルで調査員さんからの調査報告書を受けて処理をしております。その後においても、審査という形で土曜・日曜に出勤が重なっております。また、総合計画にかかわっては、市民検討会議、まちづくり条例推進委員会や行政推進委員会など、総合戦略にあっては有識者会議など、時間外に及ぶことが多くなっており、またこれからも総合計画策定やこれから来るであろうと思われる交付金や総合戦略に係る加速化交付金とか一億総活躍社会の政策などの提出が求められており、それら全体を含めたものになりまして、金額的には大きな金額となっております。

例えば10月分で行きますと、企画財政課だけで80万円を超える328時間というような時間外勤務となっており、本当に職員にあっては苦勞させておるといいますか、無理をさせているというような状況が続いております。今後10月、11月についても同様に、1人50時間ぐらいやっもらわなければならないような状況が続いておるといことで、合計1,200時間というようなことで296万7,000円というふうに計算をしておりますので、よろしくお伺いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） ただいまの答弁によりますと、10月分でも大きな時間を労働させていると、また11月、12月においても1,200時間以上というような試算を立てているということですが、これはもう先ほどの答弁の中でも総合計画、国勢調査というものの報告を受けました。これは十分理解ができることでもあります。また、交付金に対しても、私のほうも積極的に知恵を絞って取りにいくべきだということをお願いしたので、この労働時間に対しては、本当に職員の皆さんの大きな力で今回も大きな交付金をいただいたものだというふうには考えておりますが、しかし、この国勢調査にしても交付金事業にしても、もともとこれは年度当初の見込みというところからいうと、大きな時間をそれぞれの1人の個人にかけ過ぎているのではないかなあ、見込みがどうであったのかなあ。さらに、この8月でしたか、9月でしたか、企画部に対して職員の増員があったのではないかなあ。さらにこのような時間が必要であるということは、年度当初、もしくはまた途中からでも、まだまだ人員の配置というものがどうであったのか、その部分のお考えはいかがでしょうか。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ただいまの御質問で、当初から見込めたのではないかというような御意見もございしますが、ある程度は見込んでおりましたが、今回のように国のほうから10月末までに総合戦略を策定するとか、上乗せ交付金が8月末までに計画を立てるようなことなどで、ちょっと時間外が多くなったということは否めない状況でございます。

また、職員の人事配置についても1名増をしたり、再任用の職員を充てたりしておりますが、なかなか私どもの考えますような企画をするということは、ある程度なれてはおるものの、なかなか進めていけるようなことではありませんので、会議とかそういうものが重なったりしてふえているような状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 大きな時間をそれぞれの職員にかけている。今回、厚生労働省からストレスチェック制度導入ということで義務づけがされました。このことを照らし合わせますと、なぜ今ストレスチェックをするのかといいますと、それは職場内の改善をしたり、その中の鬱やメンタルヘルス不調というような、未然に防止するようなことのためにということでストレスチェックを行わなければならない、そのことを考えますと、今回の多くの時間外労働をするということはそれぞれの職員に大きなストレスを与えているのではないかなあと感じますが、そのストレスに関してはどうなんでしょうか。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問のストレスチェックにつきましても、来年度から予算のほうにのせて進めていきたいと考えております。そのあたりについても十分配慮していきますので、

よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 時間外労働が悪いということではない。それは個人差があると思います。時間外労働をすることによって、その手当をいただくことによって、その報酬によって自分の収入がふえる、このことによってはいいいこと、悪いこと、それはストレスになること、個人の差は大きいかと思いますが、しかし、これは私の主観であります。私がこの企画部の3階にお邪魔したところ、その職場内の改善の部分については、このストレス、もしくは仕事量の多い、前回の9月の質問においても、それぞれの企画、もしくは計画をつくっていく段階で仕事量がふえているのではないか。このことについては大きな問題になってくる、もしくは今度の総合計画も本当にできるのかというような心配をさせていただいたところではありますが、その中で、この3階の企画部を見ますと、少しこの職場内、課内の雰囲気はどうも明るい雰囲気ではないなあとというようなことは、これは私の主観であります。課内の仕事量の中で、やはり職員の部分において仕事量がいかにふえているのではないかなあとというようなことを感じますが、その部分の職場内の改善については、それぞれの先ほど言いましたメンタルヘルス不調ということについては、私の主観ではありますが、部長としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの、今の職場内が明るい雰囲気ではないというような御意見といいますか、御提案がございましたが、確かに私どものほう、国勢調査の期間中というのは本当にばたばたしておりまして、今でこそやっと落ちついてきましたので、今年度については国勢調査というような大きな仕事があったということで、職員のほうもいらいらしたり、職場内の雰囲気がちょっとそういうようなことがあったと思いますが、これからは改善していきますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） あと残り数カ月でございますので、この手当、もしくはその手当だけではない職員のメンタル的なことも改善をお願いしまして、この27年度についてしっかりとまた総合計画なんかもしっかりとした提案をしていただきたいというふうに望みますので、よろしく願いします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

23ページの民生費の関係で、生活保護関係ですけれども、平成27年4月から生活困窮者自立支援法ができて、当市も発足して総合センターのほうでやっているわけですが、現状として、その対象になっている方が何名ぐらいで、そういった方に対してどのような支援を行っているかということですが、この予算書を見ますと、住宅確保の給付金が百八十何万減っておるわけですね。そういう関係もありますので、現状と今後の見込みをできれば教えてほしいというふうに思います。以上です。

○議長（小川勝範君） 福祉部長 広瀬充利君。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

23ページの生活困窮者自立支援事業費の件でございますが、ここに住宅確保給付金ということで183万9,000円の減額ということになっております。ここにつきましては、住宅の確保ということで、一般的に一人世帯ですと2万9,000円の住宅費というのが出るわけでございますが、これを当初予算で10人、3カ月分、あるいは複数世帯ですと3万5,000円の8人、3カ月分ということで……。ごめんなさい、10人の6カ月分、そして8人の6カ月分ということで当初予算を組んでおりました。

そういったことを4月以降ずっと予算的には用意をしていたわけですが、実際には4月以降ずっと該当者が一人もいないという状態が続いておりました。そういったことで、4月から9月、10月というところがゼロ件ございまして、半年を過ぎておりますので、その分を減額させていただいたというのがこの補正予算でございます。

ただ、11月には2件の相談が今来ておりますので、今後につきましては、当初予算等の見込み、あるいは一部修正という形で予算的にもある程度は確保しているというのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） この制度ができて、生活保護を受ける前の制度ですが、それで就職があっせんしたり、職業訓練をしたりいろいろして、子供の学習の関係もあるわけですが、そういうことを11月現在までに4月から何件ぐらいそういった相談事があって、解決してきたか。生活保護を受けなくてよかったなあという件数がわかればお願いしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 広瀬福祉部長。

○福祉部長（広瀬充利君） 済みません、ちょっと時間をとらせてましてごめんなさい。

4月以降でございますが、新規の相談受付件数といたしましては、4月に7件、5月に9件、6月に2件、7月にも12件、8月5件、9月5件、10月6件ということで、合計46件の受け付けをしております。そんな中で、就労支援の対象者としては5名、またプラン作成としては8

件ということで受け付け、そしてその支援をしている状況でございます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 1番 森治久君。

○1番（森 治久君） 議席番号1番 森治久でございます。

補正予算全般の点において、先ほど関連する質問で庄田議員のほうから、職員の皆さんの時間外労働等に対する費用がかさんでいるのではないかと、それに対する御質問がございましたが、私のほうからもその点についてもう一度伺いをしたいと思い、御質問をさせていただきます。

これは、職員の事務管理、また人事面において責任者であります副市長、また総括の責任者である棚橋市長にお考えをお伺いできたらと思いますが、先ほど、時間外労働ですね、これは庄田議員のお話にもございましたが、決してそれを非難していることではない、どうしても時間内にやらなければならない業務ができずに、期限というものがございまして、やむを得ずの時間外労働ということであろうと私は思っております。

そんな中で、やはり変に時間外労働だけを費用がかさむというようなことで中傷・非難した御質問ではないとは考えますが、やはり職員の皆さんのモチベーションであったり、やる気であったり、また市の公僕としてしっかりとこの市の発展、市民の皆さんの暮らしやすいまちづくりを少しでもというお考えの中でそのような時間外労働というようなことでの対応をさせていただいておると思っています。

そんな中で伺いをしたいと思いますが、全般に、これはどうしても時間外労働で、当初予算では何ともならないというようなことが、やはり国の指導、通達、また法律の改正等で、やはり自治体であるこの瑞穂市においても、いろんな意味で急遽の対応をせざるを得ないときがあると思います。そんなとき、やはり市の職員の皆さんに、この期日までに何とか市の発展のために、市民の皆さんのためによりよいものをつくり上げてくださいねというようなことで、執行部の皆さん初め市長、副市長、皆さんが職員の皆さんのモチベーションを高め、またその継続性を持つために自助努力をされておられると思いますが、どのような自助努力をされて市の職員の皆さんのモチベーションを保っておられるのかを御質問させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（小川勝範君） 副市長 早瀬俊一君。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

ただいま、人員配置並びに時間外労働等のお話がありました。私どもの規模は5万4,000人ほどの市ということで、今国から提案されてくる事業の中には、今回ですと、まち・ひと・しごとというのは急に出てくる部分もございまして、総合計画は以前から出てきているものでございまして、また国勢調査等もわかっておるものでございまして。少ない人数でいろんな事業が

次から次に来ます。また、ただいまは企画関係でございますが、福祉においても、また教育委員会においてもいろんな事業が出てくるわけでございます。できることなら、できる限りの適正な人事配置というのは必要だと思いますし、時間外の労働というのは極力避けたいと。そのためにはそれぞれの部署間、また課内、部内、それから関係する機関がしっかりと連携をしていくということが必要だろうと思っておりますので、そうしたものを含めて仕事の仕方、計画性、そしてその中でできることはまだまだあるだろうと思っておりますので、そのあたりをきちんと精査していきたいと思っております。

人事についての配置等については、やはりきちっと今の現況と本来あるべき姿を皆さんと御相談をさせていただくということで整理をさせてもらって、また行革等の委員会等も含めて、整理をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） ありがとうございます。

これは、職員定数が管理される中で、限られた職員の皆さんで、今御答弁いただいたとおり急遽の事業に対応せざるを得ないときもございます。そんな中で、やはり時間外労働をやむを得ず職員の皆さんに実施していただくことは、大変市民の一人としてもありがたいことであるということを思いつつ、職員定数の管理が瑞穂市独自の中で必要な部署には必要な人員を配置する、また職員の皆さんには、今回の事柄が時間外労働がいけないものであるような捉え方をされるということであれば、やはりそんなことがモチベーションを下げるようなことにつながってはいけませんので、無駄な業務は当然なくすことで効率のよい業務展開をしていただくことを今後お願い申し上げ、質問とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第78号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第10、議案第78号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第79号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第11、議案第79号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第80号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第12、議案第80号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第81号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第13、議案第81号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第82号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第14、議案第82号瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第83号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第15、議案第83号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第83号は、瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定でございます。これについては、牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉、それから本田コミュニティセンター、牛牧北部防災コミュニティセンター、これが期限が切れますので、これを28年4月1日から31年3月31日まで延長するわけですが、そういった議案です。

これについては、7ページに指定管理料の推移ということで、25年度から30年度までずっと書いてあるわけですが、この28年度以降の管理料の推移を見ていますと、現在よりも、平成25年ごろからですが、余りお金が減っていないような感じがするわけです。例えばこの南部コミュニティセンターを見ますと、平成24年度が四千九百八十何万ということですが、工事費を2,000万引きますので二千八百八十何万になるわけですが、25年度を見ますと2,635万7,000円ということで、減っておりますけれども、26年度からは余り減っていないといえますか、ふえておるといような感じを見受けるわけですね。

この指定管理者制度を導入するということは、要は経費の削減を求めたものですね。削減をするためにこういった指定管理者制度を導入して行っているわけですが、経費が減っていないということで、余りメリットがないというふうに感ずるわけであります。

そして、以前は、これは総務課でやっておりましたね。1.5人分が計上されておって、1,000万近くあるわけですが、指定管理者制度になって移行しておっても経費が減っていない。あるいは多分総務課の人数も変わっていないんじゃないかというふうに思うわけですが、この指定管理者制度の導入のメリットとしては経費の削減であるが、どのように考えているのか、まずお聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（小川勝範君） 総務課長 松野英泰君。

○総務課長（松野英泰君） 先ほどの御質問でございますが、経費が24、25、26と減額されていないのではないかと、指定管理をしたことによってという御質問やっと思いますが、実を言いますと、資料の5ページのほうですが、24、25、26というところで工事費等もこちらには積算に入っていますが、この分を引くと同じぐらいであり、26においては若干上がっておると。こちらについては、委託料等について、工事を抜いた委託料等ですが、消費税の増額分がありましたので、25、26という形で若干伸びておるといふふうに思っております。

6ページでございますが、実を言いますと、人件費の推移でございます。24年度までは、議員が言われたように総務課のほうで仕事をしてもらったわけですが、この一番下段にある1.5人分という、給与を積算したり、各種事業をやったり、契約等をやっておる業務のほうを約1.5人ぐらいで見込んでやっておるんですが、ここの6ページのほうにはその分が推移として5,000万に近いところから3,600万にということですが、この1.5人分のほうが実を言うと5ページのほうでは積算プラスにはしていない状況です。簡単に言うと、簡単に言っただけ失礼ですが、この約1.5人分が経費の減になっておるぐらいというふうに数字では見ております。そのほか、本年度においては公社さんのほうで各種事業もいろいろやっていただきましたが、そういう立案等でこちらのほうに管理指定してよかったなあという形には現在思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 次は、2ページに指定管理者制度を導入してよかったというメリットということで、1から6まで書いてありますね、受付業務とか自主事業、営繕、備品、防犯、柔軟な対応。ここでちょっと質問したいのは、4番目の備品の関係ですけれども、例えば利用者の要望に応え、卓球台など老朽化したものについては買いかえをし云々と言っておりますけれども、こういったものについては、これは指定管理者独自でそういった備品を買っているのか。備品というのは、あくまでも私が思うには市の施設だというふうに思うわけですね。そこから辺がこの指定管理者、ふれあい公社が独自にそういったものを購入しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 松野課長。

○総務課長（松野英泰君） 卓球台等を購入した経緯もございます。基本的には利用者の方からそういうお話があり、危険も含めてですが、こちらのほうに総務課と協議をして予算内でというお話をして購入をしていただいております。基本的には全て協議をした上でということでございます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 協議をして購入しますけれども、持ち物は市の財産ですね。ちょっとお聞きします。

○議長（小川勝範君） 松野総務課長。

○総務課長（松野英泰君） はい、そのとおりです。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） これはふれあい公社ということで、ある程度出資金を出してやっている会社ですのであれですが、例えば民間がここへ参入してきた場合も同様にできるわけですか。

○議長（小川勝範君） 松野課長。

○総務課長（松野英泰君） 現在は公社でお願いするという形で思っております。その他の業者については、ちょっとまだ検討はしておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） ふれあい公社と市とは、信頼関係でやっておるわけですが、この民間が来た場合に、逆にこういった指定管理者制度に民間がなかなか入れないような状況というふうに見受けられるわけですね。要は市が全面的におんぶしておるような格好のふれあい公社というふうには私は思うわけですが、そういった場合になかなか民間が入って来られていない、門が開けていないというふうには思うわけですが、副市長、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議長（小川勝範君） 副市長 早瀬俊一君。

○副市長（早瀬俊一君） 指定管理者制度のやり方にもいろいろ方法があると思うんですけども、うすずみ研修センターについては、利用料というのが利用が非常に少ないのでいかなのですけれども、本来、本当の指定管理者といいますと、使用料金などもそれぞれの業者がいただかれて、足りない分を補填するというのは、そうした利用料金制度を使った上での管理というのが本当のオーソドックスな指定管理だと思っております。それに比べまして、私どものコミュニティセンターとか駐輪場については、使用料は私どもがいただいて、そしてどちらかというと業務委託に近いようなやり方ありますので、本当の本来の指定管理者制度に比べると少し業務委託的なところがあるかと思えます。といて、市民センターや総合センターについては窓口の一部を委託しているということで、確かに言われるように、もう少し民間に出してもいいような形態にする必要があるかと思っておりますが、そうした指定管理者制度をできるとなると、それなりの料金等が発生すればそういうことが可能だろうと思えます。しかし、私どももできる限り民間に近いスタイルに、ふれあい公社としてはそのように進めていきたいと思っておりますので、自転車駐輪場等についても、人でやることから機械化できないかも含

めて、市民の皆さんにできる限りのサービスが提供でき、その経費を極力抑える方向で、私どものふれあい公社みずからそうした工夫をちょっとしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 最後ですけれども、3ページの9番、今後の狙いということで書いてあります。将来、地域活動の拠点として校区の自治会連合会など地域の組織に管理を任せられるようにしていく。そのために、現在の指定管理者と協力して管理体制はできるだけ簡素化、マニュアル化し、開館時間などの運営方法も考えていくこととともに、夜間のみ地域に管理してもらうなど、段階的に実施していくと。こういうふう結論づけているわけですけれども、今後このようにしていくためには、やはり地域の皆さんの協力が必要になってくるというふうにおもわれます。今後、自治会等を通して、早急にやられるのか、ただこれを書いているだけなのか、具体性があれば教えてほしいと思ひます。

○議長（小川勝範君） 松野総務課長。

○総務課長（松野英泰君） ただいま総務課では、今ここに書いてある自治会連合会、小学校区における自治会連合会の立ち上げ等も自治会長さんにお願ひをしておるところでございます。地域で使っていただけるように、地域の方に使って管理をしていただけるようにという形で現在思っておる状況で、そちらのほう、自治会連合会さん等が設立というんですか、できると言ったらあれですが、お願ひしておる状況で、管理も含めてお願ひできるようになれば順次という形に思っております。そのためにマニュアル化、パソコン等の管理もお願ひしておる状況です。

また、夜間でございますが、非常に使用量が少ないところもござひます。これは地域のほうにはまだお話ししておりませんが、そういうふうにいけたらという形には思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） コミュニティセンターの施設というのは、1ページに書いてあるように、施設は住民相互の交流や活動を通じて連帯感を高め、住みよい地域社会を形成するためにあるというふうに書いております。

現在、3つのコミュニティセンターがあつて、指定管理者でお願ひしているわけですけれども、こういった施設について、これが妥当であるのか、数が妥当であるのか。前向きな話ですけれども、ひとつ考え方をちょっと。これが妥当であるのか、地域の拠点になるのか、3つが。ほかにもあるんではないかと、そういう考えはないですか。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今の3つのコミュニティセンターですけれども、当初の建設の目的というのは、今ここに書いてある指定管理者導入のところに書いてある部分は、地域の中のそれぞれの拠点ということをつくってきたわけでございますけれども、やはり瑞穂市の場合は、今総務課長が言いましたけれども、校区でまとまるということは今までほとんどがありませんでした。それぞれの自治会がそれぞれで活動しておって、公民館等を中心にいろんな活動をしていましたけれども、事業の中にやはりどうしても自治会でできないことが幾つか出てくると思いますし、今後の防災とか福祉を考えていきますと、校区のまとまりというのは非常に必要だろうと思います。他の市町もほとんどが校区のまとまりができておりますので、そうした校区のまとまりが必要だろうと思います。そうした場合には、どういった施設を使うかといいますと、こうしたコミュニティセンターとか、公共的な施設があればそうした部屋を十二分に使ってもらうということが必要ですので、今言われるのは、そういうのが最終的には必要ではないかということだろうと思いますけれども、それぞれの校区校区で使える施設があればそういうのをうまく使ってもらうことが必要だろうと思っております。

また、校区ばかりで集まることはできないと思いますので、どんどん高齢化が進んでいけば、やはりお年寄りになってきた場合に歩ける距離というのが限られてきております。ですので、また皆さんとちょっと御相談をしたいと思っておりますけれども、やはり公共施設がある地域の皆さんにとっては非常に便利ではございますけれども、そうでない地域もありますし、十二分に歩いてそこまで行けないということもありますので、公民館等のやっぱりそれぞれの自治会、また1つの自治会でできない場合には、2つとか3つの自治会で共同して公民館等はやっぱりどうしても要るだろうと思っておりますので、そうした公民館等の補助等につきましても一度御相談をするということで、また総務委員会の協議会等で諮らせていただいて、皆さんの御意見をいただこうと思っておりますし、また全員協議会のほうでも御相談をしたいと思っておりますので、できる限りある施設を有効活用するという方向で、また各自治会、小さい自治会であれば2つか3つで共同していただくということも必要でしょうし、校区でまとまるということが必要だろうと思いますので、そうした皆さんがいろんな施設を有効に活用していただけるようにと、そういうことで見直していきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（小川勝範君） ほかに質問ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第84号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第16、議案第84号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

議案第84号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について質疑をいたします。

結論から申し上げますと、第1駐輪場の2階の供用時間といいますね、開設時間も1階と同様終日、今年後10時までに2階はなっていて、1階が終日なんですね。2階も終日、つまり時間延長が必要ではないかというのが質疑の趣旨なんですけど、これにつきまして、本会議場で言うようなことではないと思って、もう10年前から産建の委員だったときとか、3回言ってまいりましたが、改善されないのはなぜなのか。きょうはちょうど議案に出ていますので、質疑をいたします。

経緯を申し上げます。10年前に産建の委員になったときに早速申し上げましたら、できないと、2階は10時以降できない。理由としては、かつてホームレスの人が2階に夜上がって、火を燃やそうとしたことがあって、危ない。監視が行き届かないから、2階へ上がる階段の前には何か簡易のドアみたいなのを付けてあるんですね。で、ずうっと来まして、2年前に前市長に、ちょうど駐輪場と一緒に視察をしたもんですから、申し上げたら、当時の市長が即座にお答えくださったのは、あんなところに駐輪場があるのがよくないと。一等地なのに何であんなところに駐輪場を置くんやと、それが答えでした。

それから、今回もちろん写真つきで送ったんですが、現場を見ていただけたと聞いておりますが、答えは10年前と同じ、危ないからだめだということなんですね。そして、プラス3年後は無人数、自動化するからという理由で、こんなことが何で改善できないのか、指定管理者制度に関係あるのか。でも、10年前はそうじゃなかったと思うんですけど、それから返事もいただけないんですね、今回。非常に現場の人も、市民も、議員さんの中で大体自転車を使うというのが私1人じゃないかしらと思うんですけど、皆さんは余り実態を御存じないと思うんですが、何でこんなことが改善されないのか、大変不思議なんです。

実態を理解されないと思いますので、今の質疑に向けて1つずつ検証したいと思いますが、まず、この議案の表紙もなかったんですけど、いきなり資料84になっちゃっているんですけど、これは落としているのかよくわかりませんが、私の議案書には、資料84の2ページに書いてありますが、利用者がふえているとあります。ふえているからますます混むわけですね、1階が、第1駐輪場の。利用者増の原因としては、私が考えるには、まず瑞穂市は人口がふえている。

それから高齢者がふえていて、自動車を手放す人が多いんですね。あと、不況で車でなく、ちょっと若い目の人は自動車を手放す人もふえているのかなあと思ったりしますが、まずこの利用者増があります。

それについて書いてあるところで、年間で6,000人ふえているとそこに書いてありますね。しかし、私が計算してみますと、平成23年から26年の3年間で6,005台増です、この資料に基づきますと。だから、これはまず3年間で6,000人、平均すると年間2,000人の間違いではないかと、まずここをちょっと確認させてください。利用者増があるということですね。

それから、次に細かいことの2点目ですが、そこに書いてある施設概要及び利用状況によると、供用時間、開設時間の延長を希望される利用者が多いけれども、第1駐輪場以外はその希望が高いと書いてありますよね。だったらこの対応をどうしていくのかということですね。この書き方によると、じゃあ第1駐輪場の2階について、供用時間の希望はゼロなのか。希望がアンケートとかから出ないとしても、あの混みようでは必要だということをまず認めなきゃいけないと思うんです。まず細かいことのこの2つで検証したいので、お答えいただきたいと思います。

まとめます。利用者増は年間6,000人じゃなくて、年間2,000人、3年間で6,000人の間違いではないか。それから、第1駐輪場以外で供用時間の延長を希望される利用者が高いと書いてありますので、この対応をどうしていくのか。3年後の無人化まで対応しないのか。それから、第1駐輪場の2階は対応しないのか、供用時間の延長を。この2点についてちょっとお答えいただきたいと思いますが、まず。通告をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長 鹿野政和君。

○都市整備部長（鹿野政和君） まず1点目、議案の説明資料84の3ページに、上段に施設概要及び利用状況と御説明させております。大変申しわけありません。この年間でというのは3年間という意味でございますので、左の表を見ていただきますと、23年が7万9,367に対して26年は8万5,372ですので、御指摘のとおり6,005台が増になっているということで、3年間で約6,000人の増という御指摘のとおりでございます。訂正させていただきます。

それから、その利用状況のところの概要を少し読んでいただいた後半の部分の御指摘のところだと思います。第1駐輪場以外、時間延長ですね、供用時間の時間延長を希望されるのが高い、第1駐輪場は終日開放としているので状況から低いというような表現になっておりますが、この意図は、第1駐輪場の1階はもともと終日になっておりますので、そういう意味でほかの自転車ができる第2、第3に比べて、第2、第3のほうが終日あけてほしいという要望が高いということであって、決して第1駐輪場がそれと比較すると低いという表現ですので、ちょっと誤解を招くようなことがございましたので、いずれにしても第1駐輪場の2階部分についても終日利用したいという希望はあるということだけは我々も認識しております。

それで、2ページの利用率というところを見ていただきますと、第1駐輪場、第2駐輪場、それから第3駐輪場が自転車を置けるところで、26年度の利用率、いわゆる稼働率なんですが、上から95.4%、第2駐輪場が48%、第3駐輪場が90.8%の利用率になっています。いわゆる95、90というところは、それぞれ駅の北、それから駅の南と、一番近いところなので当然といえば当然でございます。それから、第2駐輪場というのは南側に約200メートルほど南にあるので、わずかな距離と言っていいのか、ちょっと語弊があるのかもしれない、それでもう既に5割以下の利用率、稼働率という状況で、本来は200メートルほどおりて歩いてもらえればもう駅に届くので、これらの稼働率も実際上げたいというところでございます。

今議員から御質問のあったことにつきましては、以上、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 今の答弁で、つまり第1の2階、それから第3以外、4、5も供用時間、利用時間の延長を求められているわけですから、最後に、どうしていくのか。3年間、無人化しますで放っておくのか、それを最後にお答えください。

それで、人口増のほかに、第1駐輪場の1階の混み具合を確認したいんですが、見ただけでわかりますよね、通路が全部ぎっしりです。平日の晴れた日が普通なわけですから、行くと置くところがないんです。中の人詰めて、詰めて、詰めています。途中で誰かが帰ってきたら、全部奥から出してくるわけですよ。そういう不合理なことを見て、そして現場の人も私も体験しているんですが、このきょうの資料を見ると、台数定数というので明らかにわかるんだなと思ったんです。第1駐輪場の1階の定数は221台、2階は70台多くて290台なんですね。ですから、2階の供用時間を、70台も多いんですから、ふやせば、あれがらがらですよ。何でこの定数に見合った利用の仕方を設定しないのか。この定数から言いますが、見た目は御存じだと思んですが、どうしてこの定数オーバーになっているということをまず確認します。定数オーバーではないかと。ちゃんと数字でわかると思うんですが、これをまず認めますか、認めませんか。10年に及ぶ改善がないので、ちょっときちんとやりたいんですが。1階ですね、定数オーバーじゃないですか。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今御指摘のある、通路にまではみ出ているじゃないかということ、今御指摘がありました。定数というのも、御承知のとおり、その自転車を、いわゆるタイヤを収納して1台1台整理して置ける台数ということで、これ以上を入れたらいけないというわけではないので、通路にはみ出ているような状況です。

正直言いまして、先ほど言いました稼働率が100%を超えていけば、やはりあふれ出るというような感覚なんですけど、一応我々としては、駐輪場の中に今おさまっているというところ

で、現状をもう少し詳細に申し上げますと、1階はいわゆる定期で一月、三月というような定期の利用者の方、2階は一時利用という方のそういう仕分けをして使っておるというような状況です。ということで、もう1つ申し上げますと、1階にそれぞれ管理人がいて、さらにそこで5時15分から10時までは人がいて、さらに監視カメラというのは、事務室で見られる監視カメラでもって1階も、それから2階も含めて人がいるときだけ見ているというものであって、いわゆる防犯カメラではないという、不特定多数を見ているというもので、事務室にいないければ、もう2階にどんなことが起ころうとも、1階には人がいないので、そのカメラでは何ら監視していないというような状況が現実です。1階は開放しているというのは、あとは10時以降、朝まではその指定管理者が民間の警備会社に委託していますので、そこが1階については警備しているというような状況で、防犯上安全を確保しておるというのが現状です。

それで、本題に入りますと、本来はその駐輪場の終日開放というのは、使用できるのであれば本来そうすべきではないかという、確かに私も問題意識を持っておりますし、結論、最後に書いてありますけど、機械化の導入ということも含めまして、その中でもやはり施設自身は市のものでありますので、その安全の確保も必要ですので、その中で考えたいというのが今の担当部署の考えですということで、終日開放してほしいというのは念頭に置いて、いわゆるふれあい公共公社ではなくて、本来これは民間が参入してやっていただくというのも本来の筋ではないかなあということで、確かに多治見市なんか民間の会社がやっているところも現場に視察して、その方法等も十分承知して、それを前提にした上での終日開放かなあということが今担当部署では考えておるところでございます。

ただし、今回の議案につきましては、この3年間はふれあい公社ですので、ちょっと終日開放できるかということにつきましては、今のこの3年間の状況から、条件としては今のところ変える予定はないということだけ御承知おきいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 皆さんは誰のために仕事をしているのですかと問いたいです、今のお答えを聞いて。市民がそんなに信用できませんかと。市民を信用していない市の姿勢がまず問題です。

それをちょっと検証したいんですけども、まず95%で100%ではないからと、このおかしさがわかっていらっしゃる方がこの中で見えますか。この表ですね、利用率、換算台数というのがよくわかりませんでしたけど、何しろ利用率、第1駐輪場は自転車が95.4%、去年、26年度。だってこれは1階と2階と合わせてあるわけでしょう。そしたらこうなりますよ。1階の混み混みを全部、2階のすきすきのところも足してあるんだもの。私が問題にしているのは、1階の混み混みを問題にしているんですよ。ごまかしですよ。受け取り方が違っていま

す。すきすきの2階も合わせて95%だから100%じゃないというのがおかしいってわかりますか。まずそれを答えてくださいね。

それから2つ目に、1階は定期の人で2階は一時利用者、この設定がおかしいんですよってわかりませんか。定期の人はほとんど若い人なんですよ、60前というか。だったら2階まで上がっていただいてもいいんじゃないですか。安くしているんだし。一時利用者というのは一時的に利用する人ですよ、昼間。そうすると、主婦だとか、定年後の人とか、子供連れなんですよ。だから、この設定がおかしいということにどうして気がつかないんですか。非常に市民に不親切だと思いますよ、弱者に。私もいっぱいこのときに、このごろはもうそこへ置いていってくださいと言われるのはどうしてかという、2階へ持っていってくださいと言うんですよ、昼間だけ使うから。上がれませんよ、私もう前期高齢者ですから。でも一時使用者は2階だって言われるんですよ。私できませんってはっきり言うと、このごろはそこへ置いておいてくださいといって、また混み混みのところへ詰めるわけですよ。帰ってきたら出してくれるんです。

2点お聞きしましたよ。第1駐輪場、1階、2階も含めて95%から100%ではないというこの数字のからくりですね。私が言っていることと全然違いますので。答えになっていません。それから、設定がおかしい。1階は定期利用者、定期利用者の方は2階へ上がっていただければいいんですよ、特に学生さんとか。お願いしますと言えばいいじゃないですか。張り紙1つで済むでしょう。で、弱者が多い一時利用者を2階へ上げるという設定がまずおかしいと思いますが。2点ね。設定の仕方と、95%と。お答えください。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 数字のからくりとおっしゃられれば、この95.4%というのは、1階、2階も含めての年間の収容能力からした数字だということで、現状は1階に比重が高くて2階が一時利用、時間制限があるから少ないという御指摘があるというのは、今2階に持っていけというようなことが実際に持っていけないと言われれば、その駐輪場の管理人さんがそこへ置いておいてくれと言うのはそれを物語っているのかなあとと思いますけど、その改善につきましては、やはり2階を終日にするということが本当の我々が言う稼働率ではないかという御指摘だと思いますので、その辺はやはり検討すべき問題だというふうに考えておりますし、1階、2階を本来逆転しているんじゃないかという、定期の方を2階に置いて、1階の方を一時利用者にしろということにつきましても、実際にできるかどうかというのちょっと検討は必要かというふうに思っております。

御指摘は、今御意見として伺っておきますということだけで、今すぐ結論を申し上げるということではできませんので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） そうやってまた3年、無人化にするまで最後までやらないんですよ。ずうっとやらないんですから。大体、今の95%は、第1駐輪場は1階と2階に分けてこの利用率を書けば、1階は百何%になりますよね。そうですね。あんなに全部通路を自転車詰め込んでいるんですから。そういうことがもう実態としてわかっているのに、数字としてわからないようにしているとしか思えません。非常に仕事のやり方が、意図的にやっているとは思わないんですが、こんなものは数字でできるんですよ、皆さんの机の上で。だけど、あの利用のところを見れば、これは何とかしなきゃいけないと自転車置き場の人も言っているし、私も10年はそうやって言ってきたのに、実態をどうするかという観点がまるでないですね。数字だけで、見えない数字にしちゃってやっているとしか思えません。私のこの質問に対して言わなくていいという不満が出ていますが、新生クラブの席から、こういう公務員体質を変えていただきたい。一事が万事です。3年待たないで改善していただきたい。

もう1つ指摘しておきますが、1階に弱者のための、あれは特殊自転車と書いてあるんですね、あそこの看板に、特殊自転車コーナーというのがあるんです。高齢者とか向きなんですね、これがまず狭い。日中行ってもあそこには置けません。それから、今特殊自転車がふえてくるんですね。つまり、モーターつきとか、前とか後ろに子供を乗せる椅子というのがすごい大きくなっているんです、昔に比べて。この場所をとる自転車、特殊自転車がふえていて、だから余計に場所をとるんです。こんなことはもうわかっているはずなんです、指定管理で任せっぱなしで、現場へもう来たことありませんと言ったときもありますよ、10年の間に。こういう現場を知らないんですかと言ったら。それで、じゃあ皆さんは言わないんですかと言ったら、言っても対応していただけませんで10年来ました。私が言い始めて10年ですから、その前から多分あったんだと思いますけどね。

つまり、高齢者のためのコーナーがあるけど、狭くて置けません。それから特殊自転車、大きい自転車がふえたので置けません。ということもあって、これから3年、同じ状態にしておく可能性が大ですから、10年間このままなんですから。改善されないんですから。という現状について、副市長と市長の姿勢を聞きたいと思います、瑞穂市の。ほかの仕事にも関係しますのでね、きちんと対応しないということは。よろしくお願いします。

○議長（小川勝範君） 副市長 早瀬俊一君。

○副市長（早瀬俊一君） 今回のこの資料84の主な数字の提供というのは、私どものふれあい公社、私は理事長をやっておるわけですけれども、ふれあい公社のほうから出させていただいております。そして、今のくまがい議員さんがおっしゃるような状況については、おおむね私のほうも実を言いますと聞いておりまして、私になりましてから、市のほうの担当者と私どもの公社のほうの担当者の話を聞きながら進めているわけですけど、まだその結果が皆さんと御相談できる状況になっていないので、本当に申しわけないと思いますけれども、先ほど部長が申

し上げたように、現実には機械の導入とかも含めて多治見市へ、私どもの職員とそれから公社の職員とが一緒に行っておりますし、今言われるように、建物そのものも当初から随分たっていまして、大きな自転車とか、いろんな状況の混み具合なんかも聞いております。それらも含めて見直して、やっぱり市民の皆さんに十分利用できるようにということで、条例や規則等も含めて多少見直さなあかんのではないかなというところには来ておりますので、そうしたことを含めて、指定管理者がふれあい公社ということで、今回御理解をいただけるのであれば、その中で十分検討していくということで、今後の指定管理者選定についてという中の意味合いというものはそういうのは含んでおりますので、そのあたりを御理解いただきと思います。

○議長（小川勝範君） もういいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 検討する、検討するで10年きましたので、いつまでに、3月までか、あと1年かけるとか、めどを、この間安倍首相が「もくと」と言いましたけど、めどのことを、目途をお聞きしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 3年間の次の指定管理をふれあい公共公社にお願いするという今回の議案でございます。機械化をというのは、今3年後と僕、発言させていただきましたけど、今その公社の理事長でもある副市長も今御発言されましたので、この1年、28年の中で市と指定管理をするふれあい公共公社と協議をしてその道筋を立てたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） もう一言言わせていただきます。

簡単なことを、だって2階を終日にすればいいだけですもん。簡単なことなのに、何かあったら困るとか、監視が必要だとか、そんなもの自動化したらどうやって監視するんですかね。夜間の監視が必要かどうかよくわかりません。本当にお役人体質がよく出た、よくよく見える、瑞穂市役所、まあ公務員やでと一言であの辺の利用者に片づけられる理由が本当によく見える事項だと思いますので、この改善しやすいことから早急に、1年間待ったら、あと2年で無人化しますと言い出しそうで。早急に4月から改善するぐらいで取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第70号から議案第84号までについて（委員会付託）

○議長（小川勝範君） 議案第70号から議案第84号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

日程第17 請願第2号及び日程第18 請願第3号について（委員会付託）

○議長（小川勝範君） 日程第17、請願第2号本田団地の下水問題を早期に解決する為の請願及び日程第18、請願第3号牛牧下畑地区に公共下水道事業に伴う終末処理場の建設を予定していることに断固反対し白紙撤回を求める請願を一括議題といたします。

お諮りします。

これらの請願については、会議規則第142条第2項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、下水道推進特別委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、これらの請願については、お手元に配付しました請願文書表のとおり下水道推進特別委員会に付託することに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（小川勝範君） 以上、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午前10時49分

